

簡易公募型競争入札方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とするものです。

令和8年2月20日

分任支出負担行為担当官

帯広開発建設部 帯広農業事務所長 太田 寛彰

1 業務概要

- (1) 業務名 芽室川西地区 稲田幹線用水路数量計算業務
(電子入札対象案件・電子契約対象案件)
- (2) 業務の目的 本業務は、国営かんがい排水事業芽室川西地区で建設する稲田幹線用水路の数量計算書及び積算書を作成するものである。
- (3) 業務内容 本業務の業務内容は、別添「特記仕様書(案)」のとおりのとおり。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・工事数量計算 N=3
 - ・A工事 稲田幹線用水路 L=1.1km
 - ・B工事 稲田幹線用水路 L=1.1km
 - ・C工事 稲田幹線用水路 L=1.5km
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年9月25日まで。
- (5) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (7) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評価に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (9) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)の試行業務である。

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
入札に参加しようとする者は、以下に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98

条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成 12 年 12 月 19 日付け北開局工第 333 号）第 27 条の規定に基づく指名基準による。

なお、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業者の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10 者程度とする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒080-8585 北海道帯広市西 5 条南 8 丁目 帯広第 2 地方合同庁舎
北海道開発局帯広開発建設部 帯広農業事務所総務課
電話 0155-24-3196

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 4 月 20 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記 2 (1) イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和 8 年 2 月 20 日 9 時 00 分から令和 8 年 3 月 10 日 13 時 00 分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記 3 (1) に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和 8 年 4 月 20 日 17 時 00 分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和 8 年 4 月 20 日 17 時 00 分。

提出先は、帯広開発建設部 帯広農業事務所総務課。

開札は、令和 8 年 4 月 23 日 9 時 00 分帯広開発建設部 帯広農業事務所総務課に

て行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
 - ア 予決令第 98 条において準用する予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第 29 条の 6 第 2 項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第 29 条の 6 第 2 項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
 - イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
 - ウ 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ
- (8) 詳細は入札説明書による。